

**Deloitte.**



## シンガポール2024年度予算案の解説と税務調査の動向

Shaping our united tomorrow

4 March 2024

MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS  
*since 1845*

<b>シンガポール2024年予算案</b>	<b>P3</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済指標</li><li>• 法人税の改正点</li><li>• その他の税制改正</li></ul>	
<b>Section 10L 国外資産の譲渡益に対する課税</b>	<b>P26</b>
<b>シンガポールの税務調査の動向</b>	<b>P31</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 東南アジア各国の状況</li><li>• シンガポールの税務調査の動向</li><li>• ご参考</li></ul>	
<b>Deloitte Japanese Services Group (JSG) の紹介</b>	<b>P48</b>

Deloitte.



シンガポール2024年予算案

Shaping our united tomorrow

4 March 2024

MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS  
*since 1845*

# 講師紹介



高橋 良克  
国際税務



矢部 直人  
国際税務



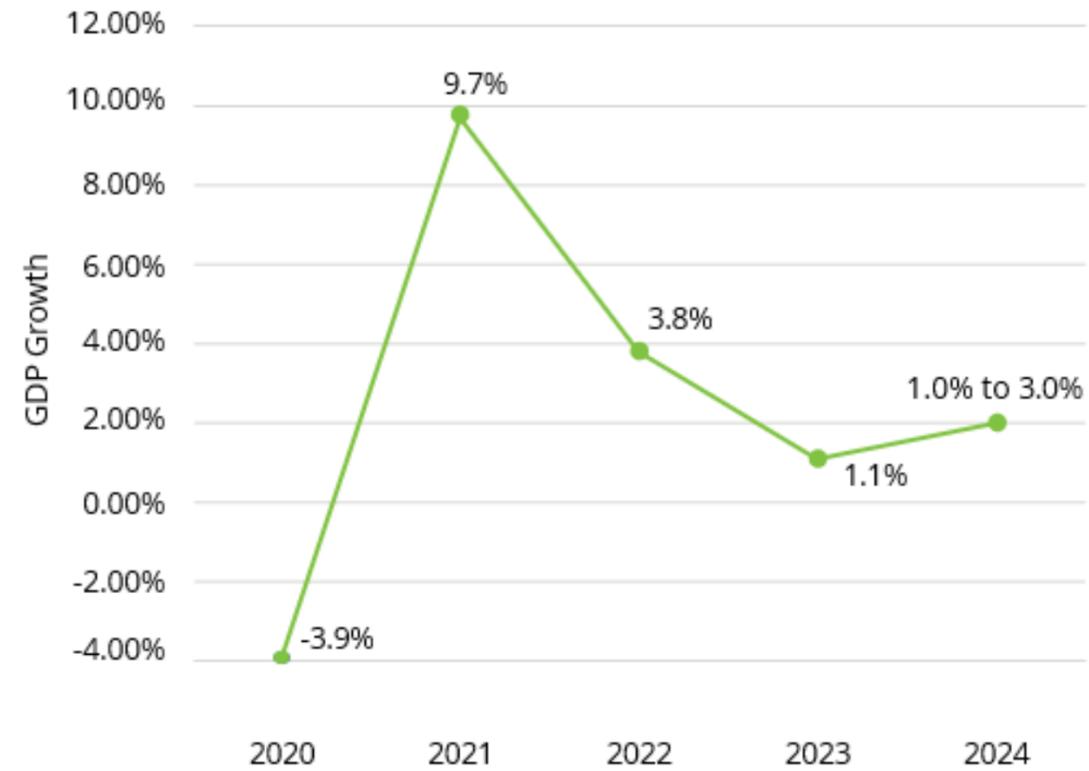
長束 里穂  
個人所得税

# 經濟指標



# 經濟指標

## GDP成長率

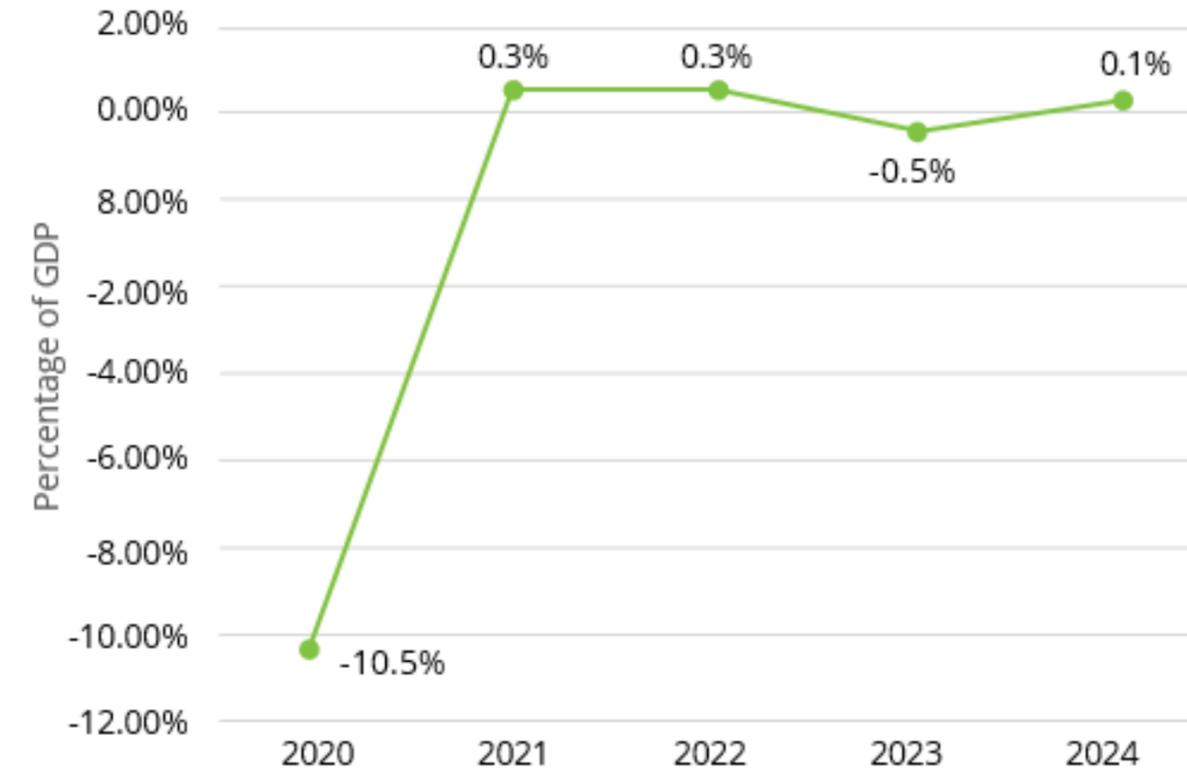


### GDP

Year	GDP at current market price \$ (bill)	% change
2020*	482.2	-3.9%
2021*	583.2	9.7%
2022*	687.2	3.8%
2023*	673.3	1.1%
2024	721.1	1.0% to 3.0%

\*GDP Growth figures are based on data provided by Department of Statistics Singapore.

## 財政収支の状況

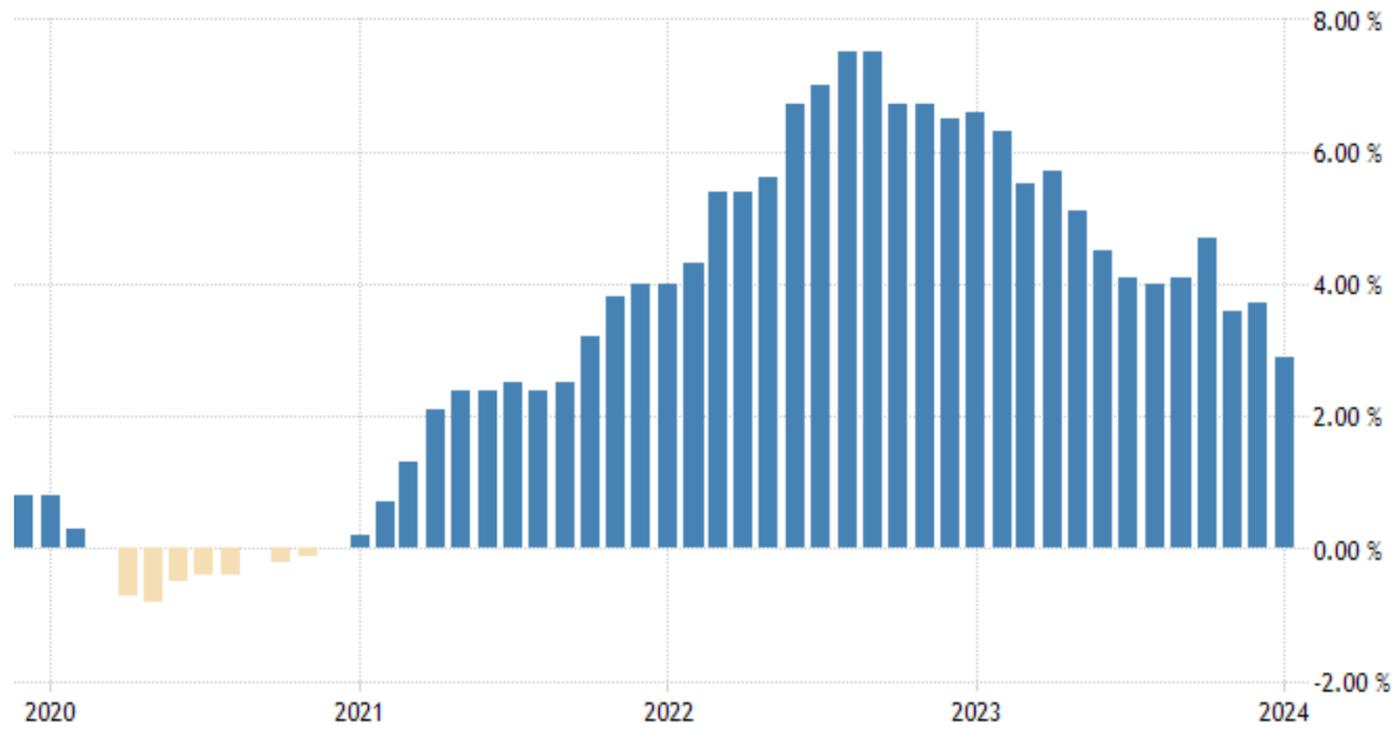


### Overall fiscal surplus/ (deficit)

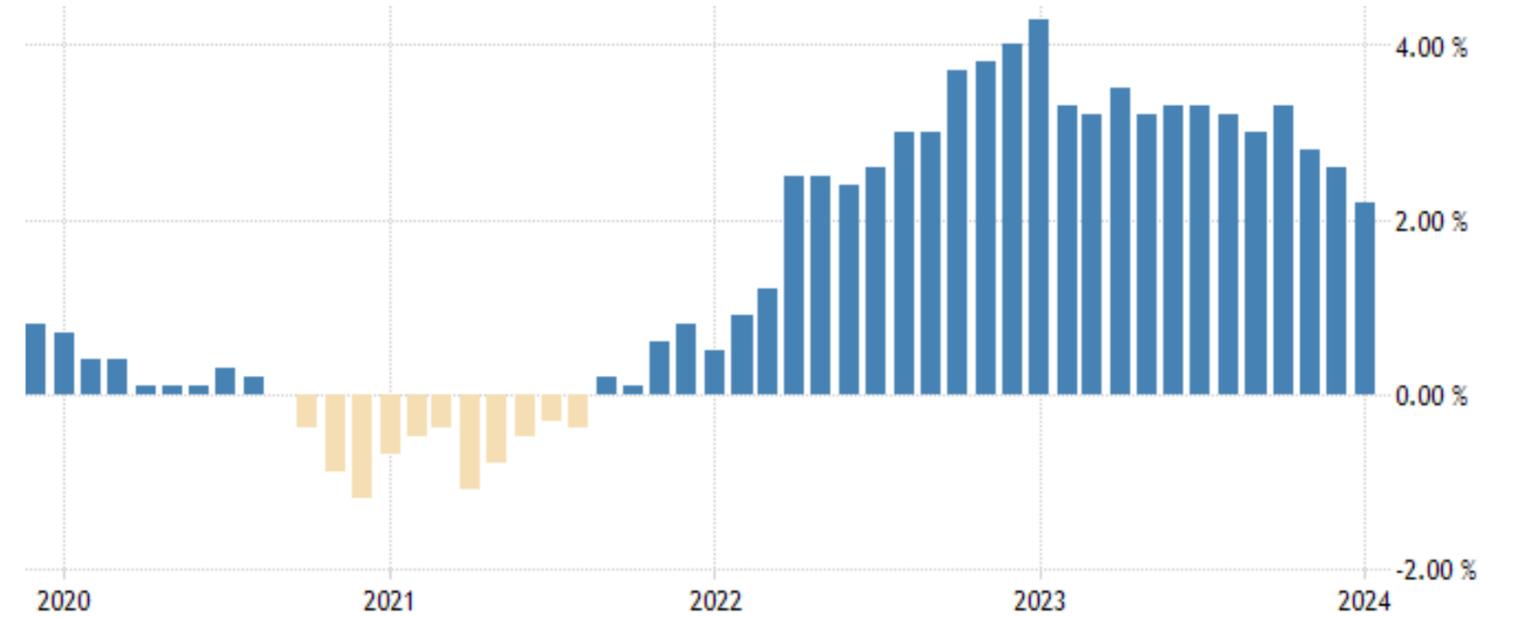
Year	Overall fiscal surplus/ (deficit) \$ (bill)	% of GDP
2020	(51.567)	-10.5%
2021	1.880	0.3%
2022	1.716	0.3%
2023	(3.571)	-0.5%
2024	0.778	0.1%

# 経済指標

## インフレ率 シンガポール



## (参考) 日本



# 法人税の改正点



# 法人税の改正点

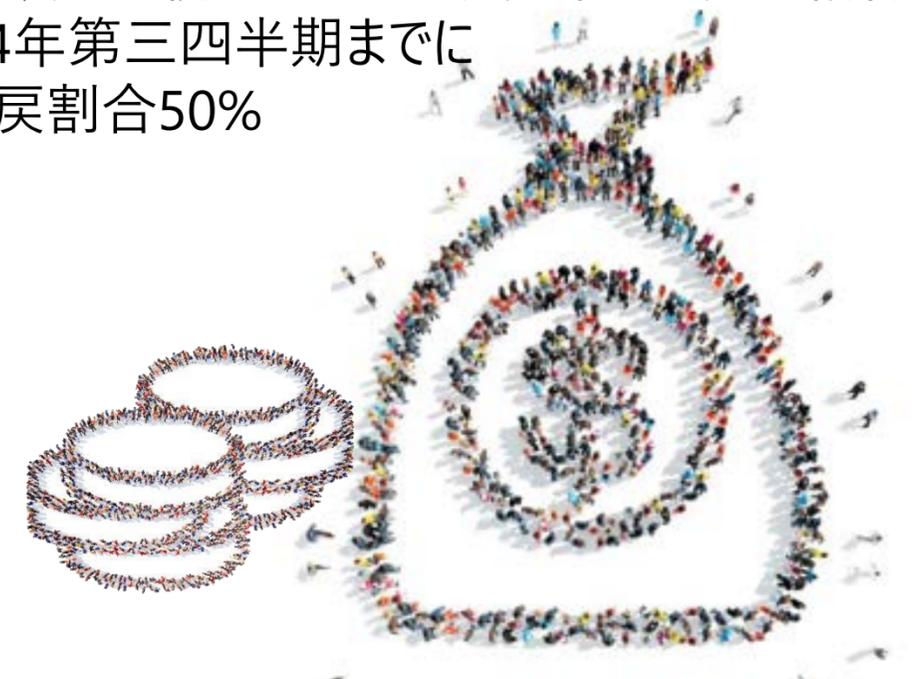
## 法人税リベート & 現金給付

### 法人税リベート（払い戻し、CIT rebate）

- YA2024において、法人税額の50%の払い戻し（上限はSGD40,000）が導入されます。
- なお、払い戻しは、下記現金給付の金額を控除してなお、法人税が生じる場合に生じます。
- YA2024の法人税申告後に送付される納付通知書にて自動的に反映されます。

### 現金給付（CIT rebate cash grant）

- 最低SGD2,000の現金給付（非課税）が実施されます。
- 2023年において最低1名のシンガポール市民、または、永住者（株主である取締役を除く）を雇用し、CPF拠出金を支払っている会社に対して自動的に付与されます。
- 2024年の第三四半期までにおいて、現金給付を受けとることになり、YA2024法人税申告にて、法人税リベートから受け取った現金給付を控除する形で清算されます（例えば、YA2024における法人税額がSGD30,000の場合、2024年第三四半期までにSGD2,000を受け取ります。税務申告を通じて、追加でSGD13,000（法人税額30,000 x 払戻割合50% - 現金給付額2,000）のリベートを受けることになります。
- 現金給付をまず行うことで、課税所得のない会社に対しても補助がいきわたることになります。
- なお、法人税リベートと現金給付を合わせて、SGD40,000が上限となります。



# 法人税の改正点

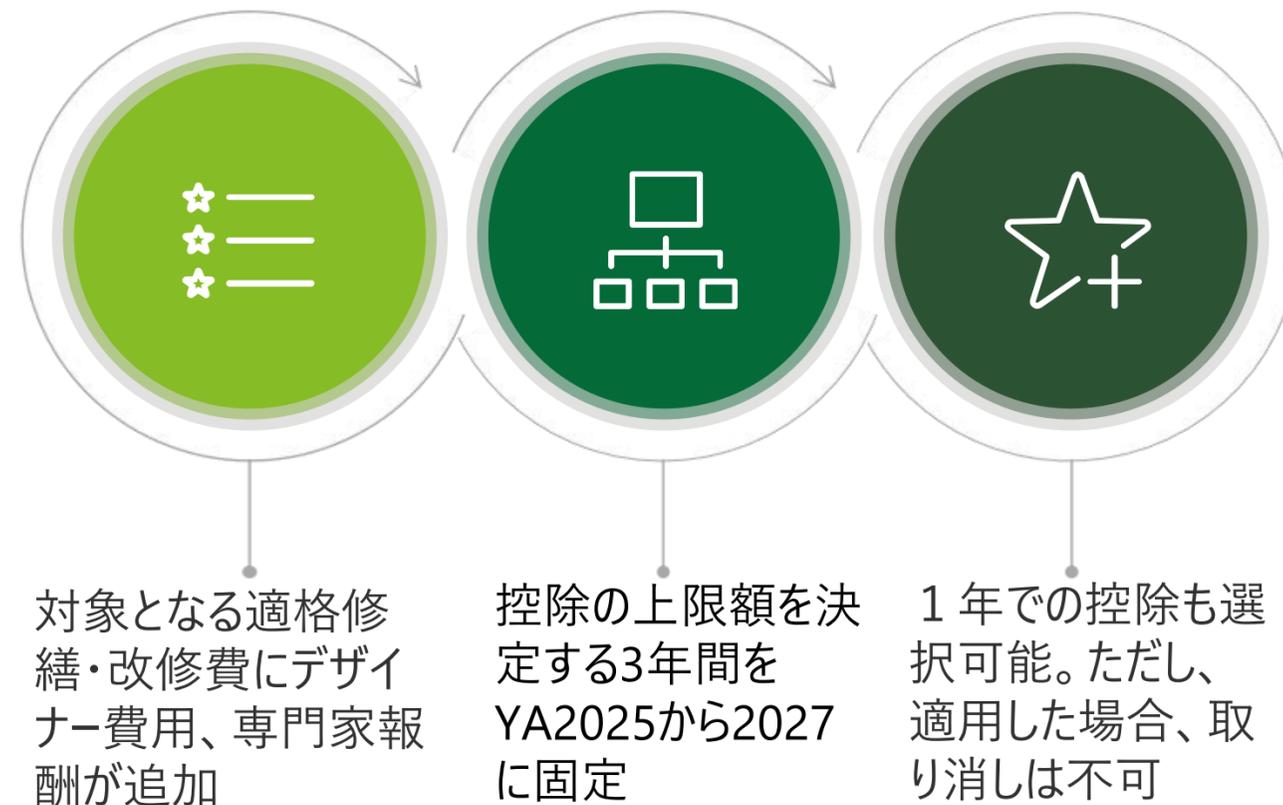
## 修繕・改修費(Renovation or Refurbishment : R&R)に対する所得控除の拡充

### 既存制度の概要

- 事業目的の修繕・改修(Renovation and Refurbishment : R&R)のための適格支出（電気工事、給湯設備改修、ドア・パーティションの設置、フローリング工事等）につき、支出年度から3年間ごとに30万ドルを上限として、3年に渡り定額法で償却することができる(所得税法14N条)。ただし、デザイナー費用、専門家費用、美術品購入費、住居に対する工事等については対象外。

### 改正の概要

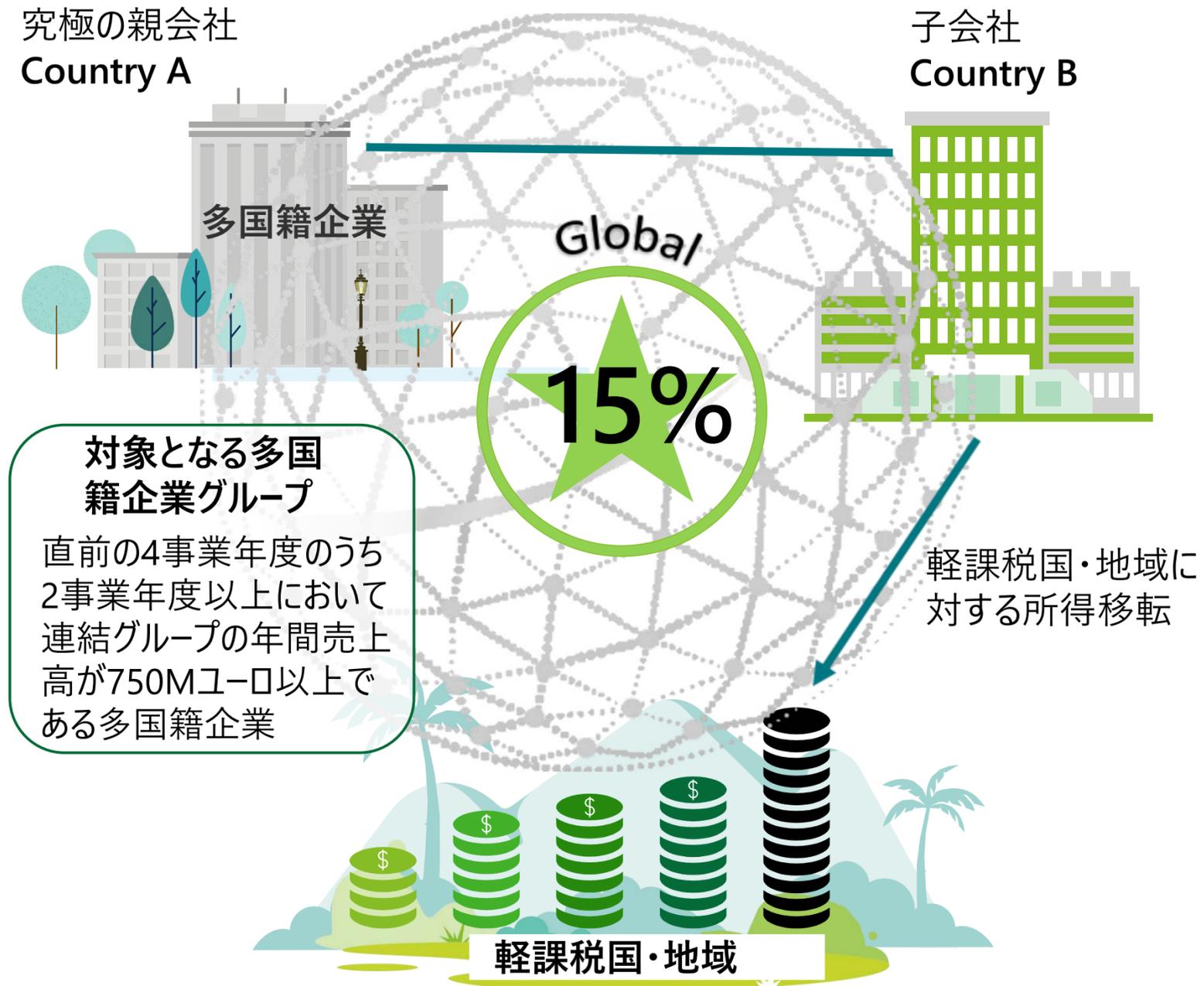
#### YA2025年より適用



2024年第三四半期までにIRASより制度詳細が公表される予定

# 法人税の改正点

## Income Inclusion Rule (IIR) 及び Domestic Top-up Tax (DTT) の導入



**2025年1月1日から** **IIR**

シンガポールを親会社とする対象となる多国籍企業グループは、事業を行っている場所に関係なく、グループの海外利益に対して最低実効税率15%の法人税を支払う必要があります。

**2025年1月1日から** **DTT**

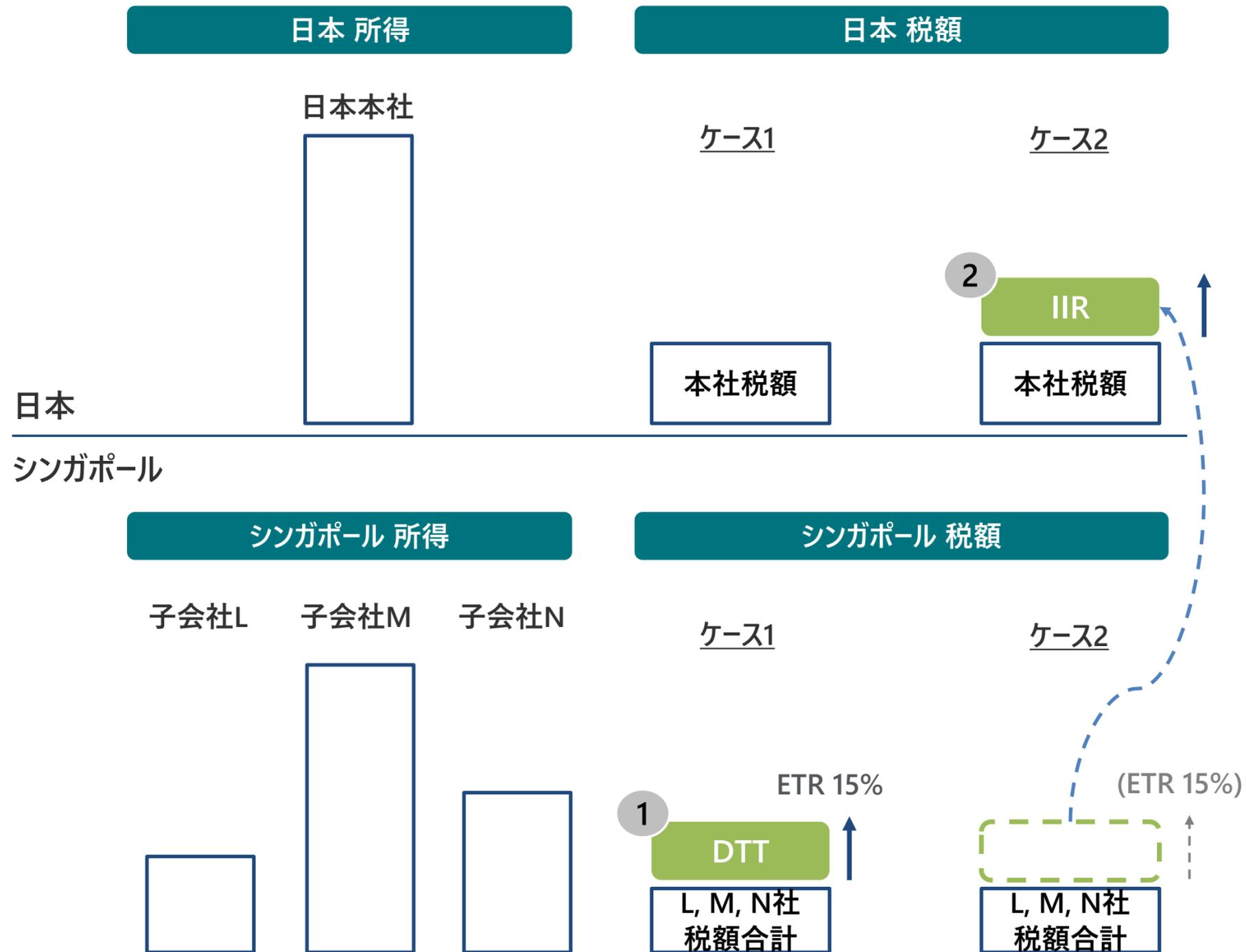
シンガポールで事業を展開している対象となる多国籍企業グループの法人に適用され、対象となる多国籍企業グループのシンガポールにおける利益に対する実効税率が15%に引き上げられます。

**適用時期未定** **Undertaxed Profits Rule (UTPR)**

軽課税国の関連企業への支払いを行っているシンガポール子会社等に対して、シンガポールにおいて最低税率15%まで当該支払い額が（損金算入否認等にて）課税されることとなります。

# 法人税の改正点

## Income Inclusion Rule (IIR) 及び Domestic Top-up Tax (DTT) の導入



- 1 ケース1 DTT (Domestic Top-up Tax)  
グループ子会社の所在地国で最低税率15%までトップアップ課税する。
- 2 ケース2 IIR (Income Inclusion Rule)  
軽課税国の所得に対して親会社の所在地国で最低税率15%までトップアップ課税する。

# 法人税の改正点

## Income Inclusion Rule (IIR) 及びDomestic Top-up Tax (DTT) の導入

### 各国における導入状況 (2024年1月)

Europe	Effective	QDMTT	IIR	UTPR
United Kingdom (Laws enacted)	31.12.23	✓	✓	✓
Isle of Man	2025	✓	✓	???
Guernsey	2025	✓	✓	???
Jersey	2025	✓	✓	???
Switzerland (Parliament approved)	01.01.24	✓	✓	✓
Liechtenstein	01.01.24 (Enacted)	✓	✓	✓
European Union (27 members agreed to the EU Directive and the major EU countries have enacted the law)	31.12.23	Optional (Adopting members include Germany, Luxembourg, Italy, Netherlands, etc)	✓	✓

The Americas	Effective	QDMTT	IIR	UTPR
United States	???	Under discussion		
Canada	31.12.23	✓	✓	✓
Bermuda	2025	15% CIT law has been enacted		
Bahamas	???	Launched public consultation		
British Virgin Islands	???	Reviewing GMT implementation; current focus on info-exchange		
Barbados	2024	Proposed to implement GMT with QDMTT in year 2024		

Africa	Effective	QDMTT	IIR	UTPR
African Tax Administration Forum (ATAF)	N/A	Discussing draft legislation for QDMTT	???	???
Mauritius	???	✓	???	???
South Africa	???	Draft for GMT implementation to be published in the 2024 Taxation Laws Amendment Bill		

Asia	Effective	QDMTT	IIR	UTPR
Republic of Korea	01.01.24 (Enacted)	???	✓	✓
Japan	01.04.24 (Enacted)	???	✓	???
Malaysia	2025 (Enacted)	✓	✓	???
Hong Kong	2025	✓	✓	✓
Singapore	2025	✓	✓	✓
Thailand	2025	Awaiting details	✓	✓
Vietnam	01.01.2024 (Enacted)	✓	✓	Awaiting details

Oceania	Effective	QDMTT	IIR	UTPR
Australia	01.01.24	✓	✓	✓
New Zealand	01.01.24	Implementing a "Domestic IIR" instead of QDMTT	✓	✓

Note 1: The UTPR is generally expected to be implemented a year after IIR

Note 2: The above is updated as of 18 January 2024

# 法人税の改正点

## Refundable Investment Credit (RIC)の導入



### RICとは?

現金での還付を受けることのできる税額控除を言います



### RICの対象となる活動とは

- 付加価値の高い、経済実態を伴った活動を対象とします。
- 新たな設備投資
- デジタルサービス、専門サービス、サプライチェーンマネジメントの拡大・開始
- 統括活動、CoE (Centres of Excellence) の拡大・開始
- トレーディング活動の拡大・開始
- 研究開発活動・イノベーション活動の推進
- 脱炭素関連活動



### RICの効果は?

- RICは特定のプロジェクトに対して生じた適格費用に対して適用が認められます
- RICの対象期間は最大10年
- 法人税から控除することが可能
- 控除できなかったRICは4年以内に現金での還付を受けることができます



### RICの付与額は?

- RICの控除額は対象となる支出に対して、決められた控除率を乗じて決定されます
- 以下の支出のカテゴリごとに最大50%の控除を受けることができます
  - 設備投資額
  - 人件費
  - トレーニング費用
  - 無形資産に対する支出
  - 国内での委託費用
  - 材料及び消耗品費
  - 運送費・物流費
- 合計の控除額はEDBまたはESGによって決定されます

2024年第三四半期までにEDB及びESGより制度詳細が公表される予定

# 法人税の改正点

## グローバルミニマム課税における優遇税率の適用とRIC適用との比較

GloBEルール上におけるQRTC (Qualified Refundable Tax Credit): 給付付き税額控除のうち、現地法令上の適用要件を満たすこととなった日から起算して4年以内に現金又はこれに相当するものによる支払が行われる部分の金額をいう。

**計算イメージ** (両者の税務恩典の額が同額と仮定した場合)

	優遇税率5%適用	RIC適用																								
適用法人P/L	<table border="0"> <tr><td>税引前利益</td><td>1,000</td></tr> <tr><td><b>適用税率</b></td><td><b>5%</b></td></tr> <tr><td>法人税</td><td>50</td></tr> <tr><td>RIC (税額控除)</td><td></td></tr> <tr><td>差引法人税</td><td>50</td></tr> <tr><td>当期利益</td><td>950</td></tr> </table>	税引前利益	1,000	<b>適用税率</b>	<b>5%</b>	法人税	50	RIC (税額控除)		差引法人税	50	当期利益	950	<table border="0"> <tr><td>税引前利益</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>適用税率</td><td>17%</td></tr> <tr><td>法人税</td><td>170</td></tr> <tr><td><b>RIC (税額控除)</b></td><td><b>120</b></td></tr> <tr><td>差引法人税</td><td>50</td></tr> <tr><td>当期利益</td><td>950</td></tr> </table>	税引前利益	1,000	適用税率	17%	法人税	170	<b>RIC (税額控除)</b>	<b>120</b>	差引法人税	50	当期利益	950
税引前利益	1,000																									
<b>適用税率</b>	<b>5%</b>																									
法人税	50																									
RIC (税額控除)																										
差引法人税	50																									
当期利益	950																									
税引前利益	1,000																									
適用税率	17%																									
法人税	170																									
<b>RIC (税額控除)</b>	<b>120</b>																									
差引法人税	50																									
当期利益	950																									
ETR計算	$5\% = \frac{50}{1,000}$	$15\% = \frac{50 + 120}{1,000 + 120}$ <p>* QRTCに該当する場合、税額のマイナスではなく収益と扱う</p>																								
トップアップ税額計算	$100 = 1,000 \times 10\% (= 15\% - 5\%)$	$0 \quad (\text{ETR } 15\% \text{以上})$																								

(\*) ETR計算の効果を比較しやすいように税務恩典の額を同額にしていますが、実際にはいずれの税制を適用するかにより税務恩典の額に差異が生じる可能性がある点にご留意ください。

# 法人税の改正点

## RICに関するBudget 2024公表資料

### **ANNEX C-1: REFUNDABLE INVESTMENT CREDIT**

#### **Objectives**

The Refundable Investment Credit (“RIC”) scheme seeks to enhance Singapore’s attractiveness for investments. The RIC encourages companies to make sizeable investments that bring substantive economic activities to Singapore, in key economic sectors and new growth areas. It will be awarded on an approval basis, through EDB and EnterpriseSG.

The RIC will support high-value and substantive economic activities such as:

- (i) Investing in new productive capacity (e.g., new manufacturing plant, production of low-carbon energy);
- (ii) Expanding or establishing the scope of activities in digital services, professional services, and supply chain management;
- (iii) Expanding or establishing headquarter activities, or Centres of Excellence;
- (iv) Setting up or expansion of activities by commodity trading firms;
- (v) Carrying out R&D and innovation activities; and
- (vi) Implementing solutions with decarbonisation objectives.

#### **How the RIC works**

The RIC is awarded on qualifying expenditures incurred by the company in respect of a qualifying project, during the qualifying period. Each RIC award will have a qualifying period of up to 10 years.

The credits are to be offset against Corporate Income Tax payable. Any unutilised credits will be refunded to the company in cash within four years from when the company satisfies the conditions for receiving the credits. The scheme is consistent with the Global Anti-Base Erosion Rules for Qualified Refundable Tax Credits.

The quantum of RIC that a company can receive will depend on the support rates predetermined for the company’s different qualifying expenditure categories. Support rates will be commensurate with the economic outcomes (or decarbonisation outcomes for decarbonisation projects) that the project is expected to bring.

Depending on project type, qualifying expenditure categories may include:

- (i) Capital expenditure (e.g. building, civil and structural works, plant and machinery, software);
- (ii) Manpower costs;
- (iii) Training costs;
- (iv) Professional fees;
- (v) Intangible asset costs;
- (vi) Fees for work outsourced in Singapore;
- (vii) Materials and consumables; and
- (viii) Freight and logistics costs.

Companies can receive up to 50% of support on each qualifying expenditure category. The total quantum of RIC that a company is eligible for will be determined by EDB or EnterpriseSG.

#### **More Information**

<b>Scheme</b>	<b>Contact Details</b>
Refundable Investment Credit	More information will be available on the EDB and EnterpriseSG websites by 3Q 2024. In the meantime, companies may contact EDB or EnterpriseSG.

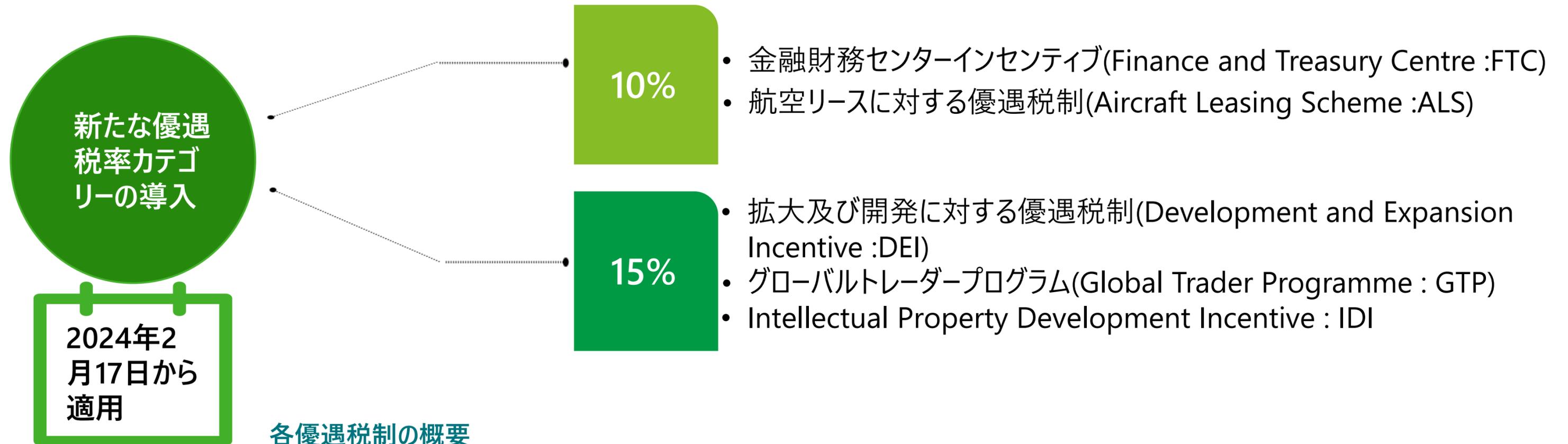
# 法人税の改正点

## グローバルミニマム課税に関するシンガポール子会社目線での検討の方向性

- 役割分担に関わらず、シンガポールDTTの申告納税義務及びIRASからの税務調査対象はシンガポール法人となる。したがい、シンガポールでも相応の対応は必要となる
- 制度に関し、まだ不明点も多い。今後のアップデートを適時に確認する（特にRIC含む各種優遇税制、シンガポールDTTの申告納税プロセス、日本IIRとの差異の有無等）
- 自社の活動と優遇税率及びRICの適用範囲を確認する。通常RICの適用余地があるものについてはRIC適用の方が効果が高い。
- セーフハーバーでの対応が主となるか、ETR・トップアップ税額の計算が必要となるかにより、実務対応の負荷が変わるため、見極めが大切となる
- 情報収集及び計算における自社の役割分担を確認する
  - 情報収集：シンガポールや域内各社の取り纏めまで自社で行うか、自社情報を提供するのみか
  - 計算：自社で全て計算するか、他社が実施した計算結果を入手の上、シンガポールDTTに則して調整計算を行うか
- タイムライン、連携手順・手段、未対応タスクの抽出などを決めていく
- リソースの確認を行う。必要に応じて外部リソースも活用する。またトレーニングなどを通じてスムーズにやり取りできるよう準備を進める

# 法人税の改正点

## 新たな優遇税率(concessionary tax rate :CTR)カテゴリーの導入



### 各優遇税制の概要

- FTC：シンガポール居住者が内外のグループ会社に対して金融サービスを提供する場合、当該金融サービスから得られた所得に対して8%に優遇税率が適用される。
- ALS：一定の要件を充足する航空機リース会社等に対して8%の優遇税率が適用される。
- DEI：企業の生産能力の拡大、新規事業の開始や機能移転等に関し、特定の事業から生じる所得に対して5%または10%の優遇税率が適用される。
- GTP：一定の要件を充足する貿易業者に対して、5%または10%の優遇税率が適用される。
- IDI：一定の適格IP所得に対して5%または10%の優遇法人税率が適用される。適格IP所得とは、特定の適格IPR (Intellectual property right) の利用の対価として、適格IDI企業が受け取るロイヤルティまたはその他の所得をいう。

# 法人税の改正点

## 適格海運会社に対する代替的な新たな課税標準の導入

YA2024より、海運セクターにおける各MSIスキームにおいて、適格海運事業者の適格所得の計算に関して船舶の純トン数を基準とする方法も選択可能となります。

純トン数による課税標準は、当該基準を適用する各MSIスキームの適格海運会社が所有するすべての適格船舶に対して適用されます。

純トン数による課税標準を適用しない海運会社に対してはMSIスキーム下における既存の取り扱いが引き続き適用されます

### 各MSIスキーム

- MSI-Shipping Enterprise (Singapore Registry of Ship)  
シンガポール船籍からの運航、輸送、チャーター等から生じる所得の免税
- MSI-Approved International Shipping Enterprise  
船舶の国際運航・チャーター等から生じる所得の免税
- MSI-Maritime Leasing (Ship)  
船舶のリース会社等が行うリース取引から生じる所得の免除



# 法人税の改正点

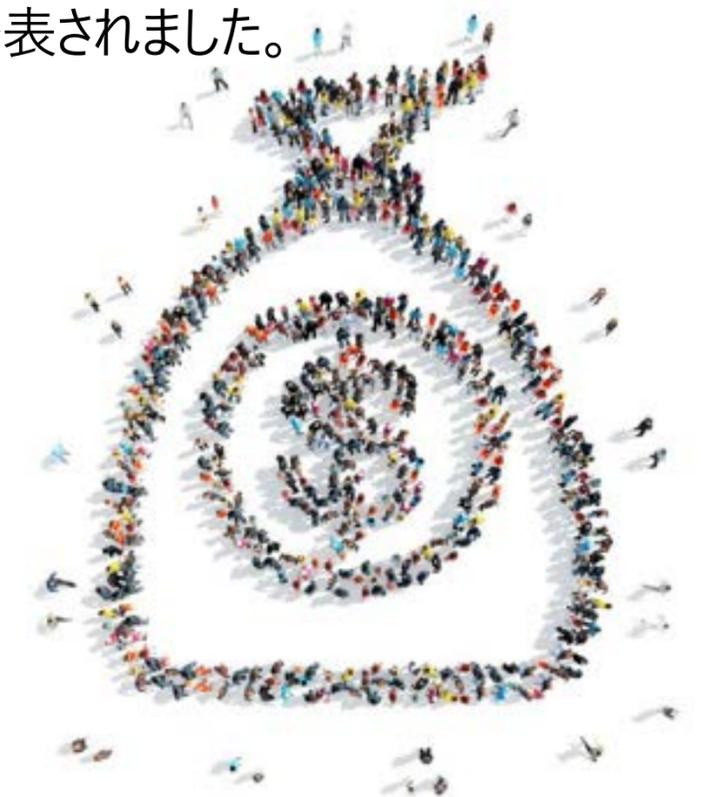
## シンガポールを拠点とするファンドマネージャーが運用する適格ファンドに対する優遇税制の拡充

### 所得税法13D、13O及び13Uにて規定されるファンドに対する優遇税率

- シンガポールにおいてファンドマネージャーが運用する適格ファンドは一定の要件を充足する場合、当該適格ファンドからの生じる特定の所得が免税となっています。
- 適格ファンドに対する優遇税率は2029年の12月31日までの5年延長されました。

### 2025年1月1日から適用される主要な改正点

- 13O条の優遇税制の対象に、シンガポールで登録されたlimited partnership fund vehicles が加えられました。
- 13D条、13O条及び13U条の各優遇税制スキームにおいて、適格ファンドの経済的要件が改訂される旨が公表されました。
- 詳細については、2024年9月30日までにMASから公表される予定です。



# その他の税制改正



## その他の税制改正

### Overseas Humanitarian Assistance Tax Deduction Scheme (OHAS)の新設

- 試験的に2025年1月1日から2028年12月31日までの4年間の期間にわたって導入されます。
- 海外への現金にて行った寄付のうち適格寄付金（下記2要件を充足する寄付金）に該当する場合、寄付をした個人及び法人に対して、支出した金額の100%の税額控除が認められます。
  1. 指定された慈善団体を通じた寄付であること。対象となる団体のリストは2025年1月1日に公表される予定
  2. 慈善委員会 (Commissioner of Charities : COC) から認証を受けた海外慈善目的募金 (Fund-Raising for Foreign Charitable Purposes : FRFCP)の許可を得て行った寄付であること
- 税額控除の上限は本OHASとファミリーオフィス向け慈善税優遇制度 (Philanthropy Tax Incentive Scheme for Family Offices : PTIS) に基づく税額控除を合わせて、寄付者の法定所得の40%となります。
- 税額控除できなかった未利用のOHASが生じたとしても、後続年度への繰り越しは認められず、また、グループリーフ制度下の他グループ会社への譲渡も認められません。



# その他の税制改正

## 個人所得税 Personal Income Tax (PIT)

YA2024において、個人所得税の50%の税額控除（上限200ドル）の供与

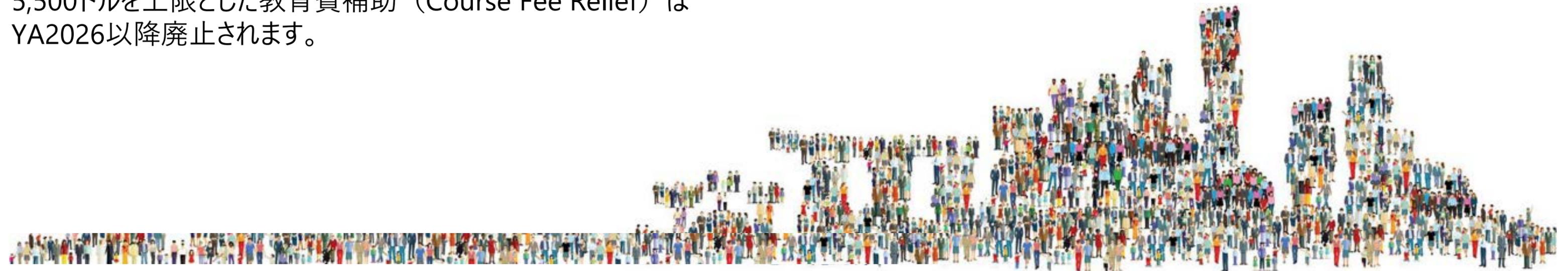
### 教育費補助（Course Fees Relief）の廃止

生涯学習やスキルアップにフォーカスした補助金の拡充により、5,500ドルを上限とした教育費補助（Course Fee Relief）はYA2026以降廃止されます。

各種扶養控除における年間所得基準の4,000ドルから8,000ドルへの引き上げ（YA2025より）

引き上げ対象となる扶養控除は以下の通りです。

- a. Spouse Relief
- b. Parent Relief
- c. Qualifying Child Relief
- d. Working Mother's Child Relief
- e. CPF Cash Top-up Relief for top-up to the CPF account of spouse or siblings
- f. Grandparent Caregiver Relief



## その他の税制改正

住居用固定資産税(Property Tax : PT)の課税標準となる年間評価額(Annual Value: AV)の改訂

急激な評価額の上昇による負担の軽減を目的として、2025年1月1日以降、年間評価額 (AV)の課税レンジが改訂され、住宅用固定資産税(PT) 税率との関係は下表となります。

Marginal PT Rate	Portion of AV	
	From 1 Jan 2024 to 31 Dec 2024	From 1 Jan 2025 (i.e. from 2025 PT bills)
0%	\$0 - \$8,000 (First 8,000)	\$0 - \$12,000 (First 12,000)
4%	>\$8,000 - \$30,000 (Next 22,000)	>\$12,000 - \$40,000 (Next 28,000)
6%	>\$30,000 - \$40,000 (Next 10,000)	>\$40,000 - \$50,000 (Next 10,000)
10%	>\$40,000 - \$55,000 (Next 15,000)	>\$50,000 - \$75,000 (Next 25,000)
14%	>\$55,000 - \$70,000 (Next 15,000)	>\$75,000 - \$85,000 (Next 10,000)
20%	>\$70,000 - \$85,000 (Next 15,000)	>\$85,000 - \$100,000 (Next 15,000)
26%	>\$85,000 - \$100,000 (Next 15,000)	>\$100,000 - \$140,000 (Next 40,000)
32%	>\$100,000 (Above 100,000)	>\$140,000 (Above 140,000)

## その他の税制改正

### 住宅売買に対する印紙税（Additional Buyer's Stamp Duty : ABSD)の軽減

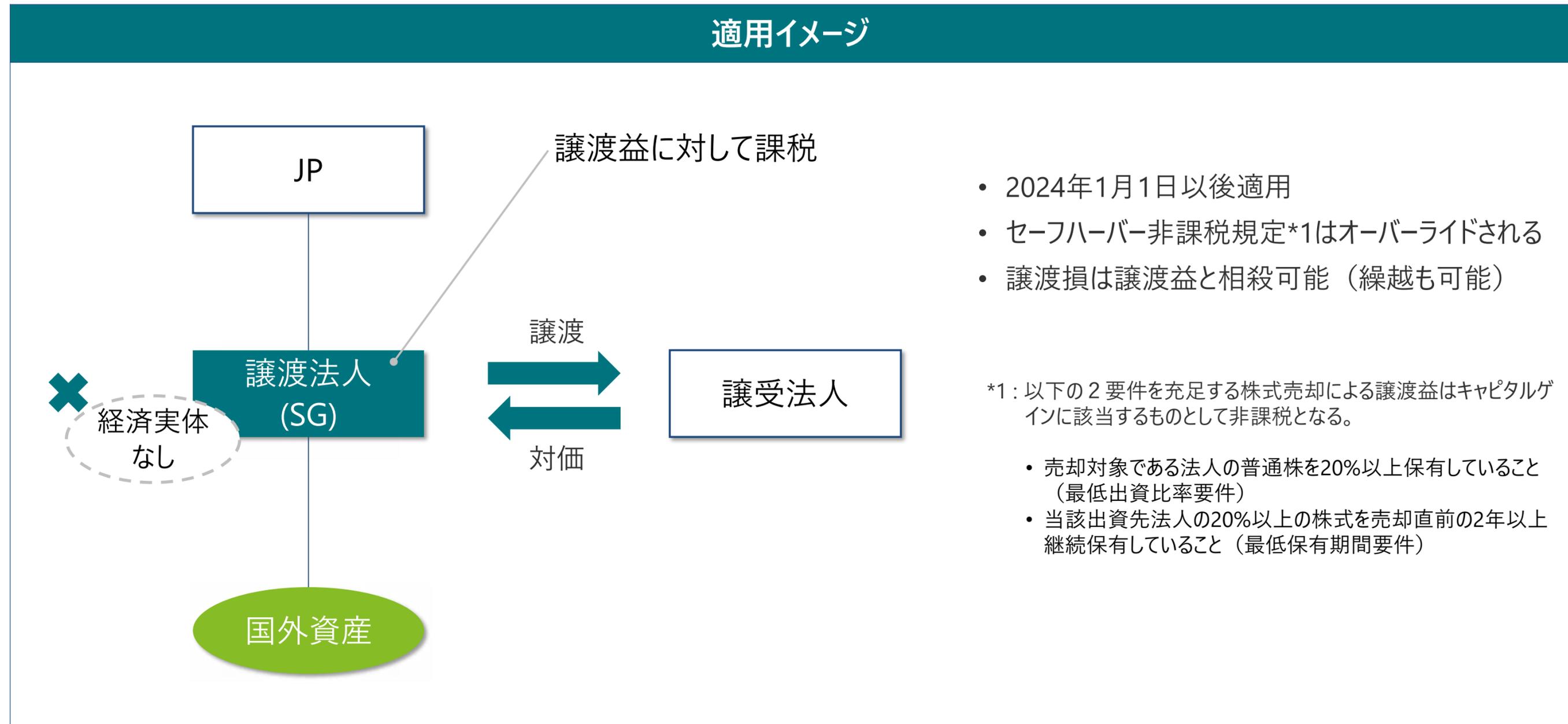
- 2024年2月16日以降供給数の90%以上の住戸が5年以内に販売されるプロジェクトで、工事の開始及び終了に関する条件に充足する場合、印紙税(ABSD)が軽減されます。
- 当該措置は、2018年7月6日以降に住宅用土地を取得しているプロジェクトに対して適用されます。
- 軽減税率は1%から10%になります。



# Section 10L 国外資産の譲渡益に対する課税



# Section 10L – 国外資産の譲渡益に対する課税 適用イメージ



# Section 10L – 国外資産の譲渡益に対する課税

## 主要論点 – 経済実体要件

- 譲渡法人の区分に応じて判定する。各要件すべてを満たす必要がある
- 対象年度を通じた状況により判定する
- アウトソース先の実体も考慮することができる

純粋持株事業体 (A pure equity-holding entity: "PEHE")	その他事業体
(i) 法人の設立又は登録の根拠法に基づき通常要求される申告書等を所管当局に提出していること	(i) その従業員又は他の者により行われる業務("operations")がシンガポールで管理・実行されていること（他の者により行われる場合直接かつ効果的な支配の対象となること）
(ii) その従業員又は他の者により行われる業務(operations)がシンガポールで管理・実行されていること（他の者により行われる場合直接かつ効果的な支配の対象となること）	(ii) 下記点を勘案し、当該事業体が業務を遂行するための適切な経済実体をシンガポールに有していること (A) 当該事業体のシンガポールでのフルタイム従業員（又は当該事業体の業務を管理・実行している他の者）の人数 (B) 当該従業員等の能力(qualifications)及び経験(experience) (C) 当該事業体のシンガポールにおける業務に係る事業支出の金額 (D) シンガポールに所在する者によって重要な意思決定がなされているか
(iii) 当該事業体が業務を遂行するための適切な人的資源(human resources)および施設(premises)をシンガポールに有していること	

当初ドラフト版では規定がなかったものの、最終版で追加された要件

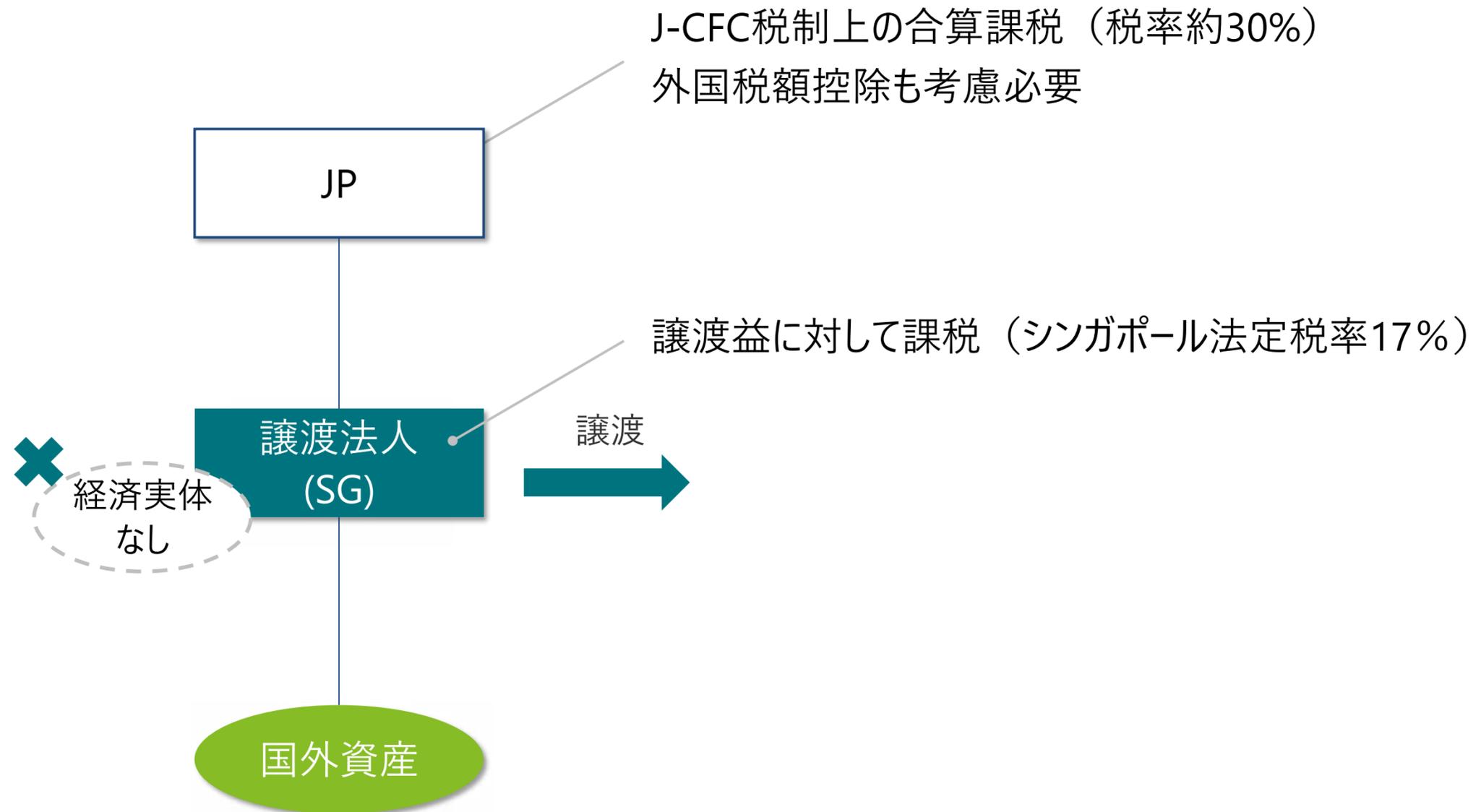
## Section 10L – 国外資産の譲渡益に対する課税 主要論点 – 純粹持株会社 (“PEHE”)の定義

### A pure equity-holding entity: “PEHE”

- (a) 当該事業体の機能が他の事業体の株式又は持分の保有であること
- (b) 下記以外の収入がないこと
  - (i) 当該株式等からの配当等
  - (ii) 当該株式等の譲渡益
  - (iii) 当該株式等の保有に付随する収入

# Section 10L – 国外資産の譲渡益に対する課税 外国子会社合算税制 (J-CFC税制)との関係性

グローバルでは、日本でJ-CFC税制上の合算課税が生じる場合、日本での税率約30%に収れんされる可能性がある



Deloitte.



## シンガポールの税務調査の動向

Shaping our united tomorrow

4 March 2024



# 東南アジア各国の状況



# 東南アジア地域における最近の動向 – 税務調査

## 外部環境

- グローバルの税務環境の変化（BEPS2.0、OECD/G20 Pillar1/2等）に伴う**各国税制の複雑化**
- COVID-19に伴う財政出動、税収確保のための、**各国税務調査の活発化（インド・インドネシア等）**
- 税務調査手続きに関し、現地法令における**厳格な期日規定**

## 内部環境

- **社内リソース不足、グループ会社間における税務情報の共有が不十分**
- 同一社内でも**日本人経営者とローカル担当者間での情報共有の不徹底**
- **あいまいな税務関連意思決定プロセス**、基本方針の不徹底
- 外部アドバイザーのコスト及び品質管理



納税者が想定していない巨額の課税が発生する可能性

## 各国税務リスク TOP5

国名	TOP5の項目				
シンガポール	移転価格	法人税（費用の損金性）	GST	優遇税制適用区分（セグメント）	法人税（居住性）
インドネシア	移転価格	各申告書・FS額との相違に基づく指摘（法人税、源泉税、VAT）	VAT	法人税（費用の損金性）	その他（立替金のサービスフィー認定、租税条約資料不備等）
タイ	移転価格	源泉税	法人税（費用の損金性）	VAT	関税
マレーシア	移転価格	移転価格から源泉税、優遇税制等への波及	源泉税	関税	売上・サービス税
ベトナム	移転価格	他法令の遵守状況との連動	法人税（費用の損金性）	優遇税制要件充足状況	関税
フィリピン	VAT	法人税（費用の損金性）	源泉税	各申告書・FS額との相違に基づく指摘（法人税、源泉税、VAT）	関税
インド	移転価格	源泉税	GST	法人税（居住性）	関税

## 傾向

- 移転価格：各国とも法令整備が進み、税務当局の重点調査対応項目。
- 法人税：損金性について詳細な根拠資料が求められることに加え、他税目の違反に関する費用や、税法以外の技術移転法・労働法等の違反に関連する費用（ベトナム）が損金不算入とされるケースが散見。インドでは代理人PEによるPE課税も散見。
- 源泉税：出向社員給与や役務提供に対する源泉税の徴収漏れの例が多い。
- GST、VAT等：申告書上の売上高等の金額とPL上の売上高の相違の説明やインボイスの記載内容不備の指摘が散見。インドにおいては、非居住者からの出向者給与の支払いがサービス税対象の役務提供とみなされるケースが頻発。
- 関税：HSコードの相違による適用税率誤りを指摘されるケースが多い。金額も多額となりがち。

\*各国Japan Service Groupに対するインタビュー結果に基づく

# シンガポールの税務調査の動向



# 主要な論点・実務上の留意点- 移転価格税制

## フォーカスされる企業の特徴



### 関連会社間の取引の状況

企業グループ間・関連者間取引が多い企業。特に、国外への支払が多い企業や低法人税率国との取引が多い企業

### 利益率の状況

連続して赤字である、または、低利益率が続いているといった低い利益水準の状況にある。年度ごとの利益率の変動が激しい状況にある企業

### 企業のステータスの変更

商流の変更が行われていた。事業の特性（企業の機能、負っているリスク、保有している資産）の変更がなされた会社

### 地域統括会社

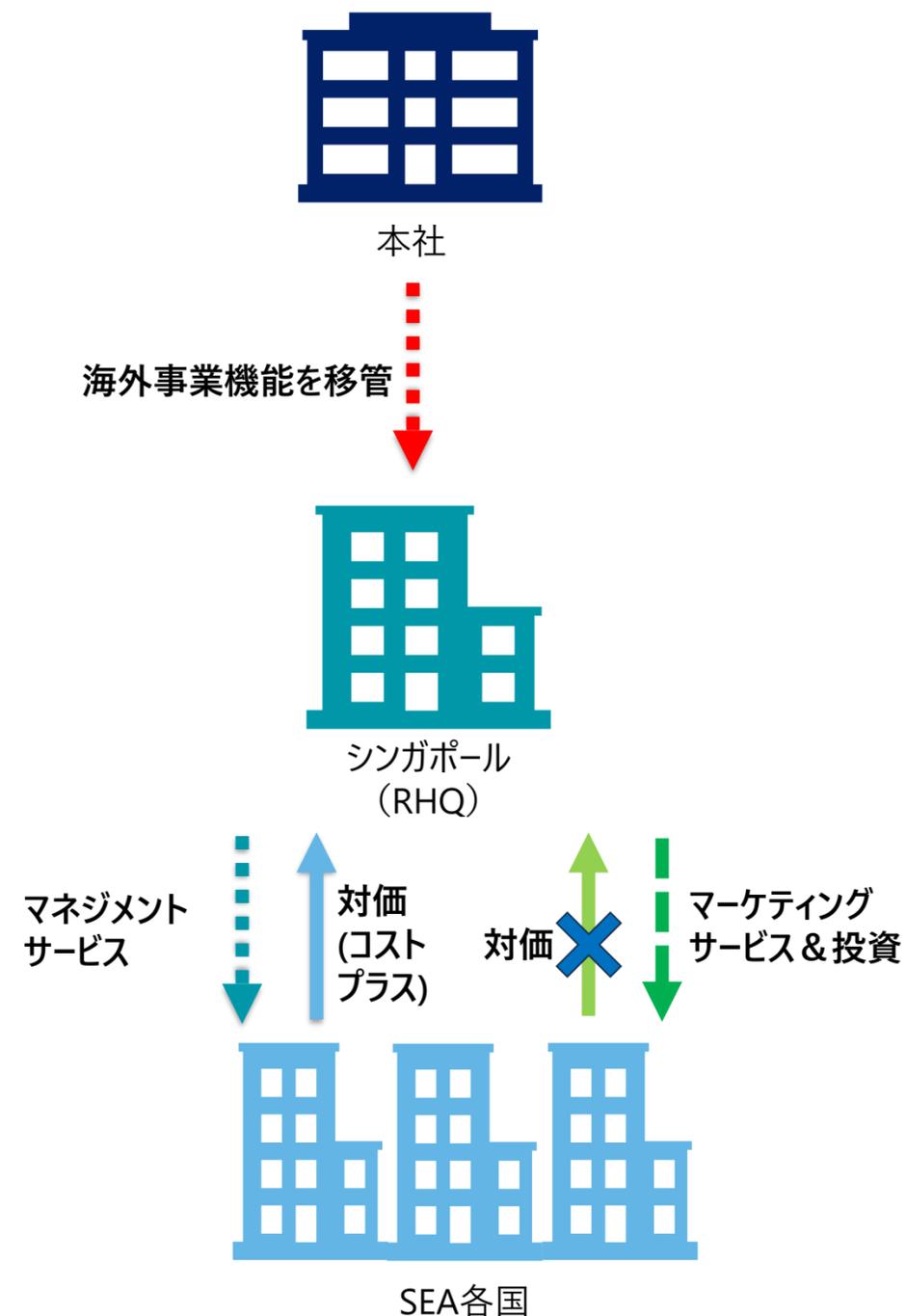
商流のハブとなっている会社、ASEAN各国に地域統括サービス（Intra-Group Service: IGS）を提供している会社

### 優遇税制の適用

優遇税制を享受している会社。特に特定の事業に対して優遇税率の適用を受けている会社

# 主要な論点・実務上の留意点- 移転価格税制

## 地域統括サービス(IGS)の事例



### 取引の内容

- RHQは海外事業の本社（日本本社は日本ビジネスのみにフォーカス）として、子会社に対してマネジメントサービスを提供し、費やした時間をベースに対価を子会社に請求して徴収している。
- RHQは海外事業拡大のため、マーケティングサービス及びマーケティング投資を行っているが、当該サービス及び投資は海外事業全体を拡大するものと位置づけ、子会社から当該対価は徴収していない。
- RHQは海外事業の本社になってから数年間は赤字となっていた。

### IRASの指摘

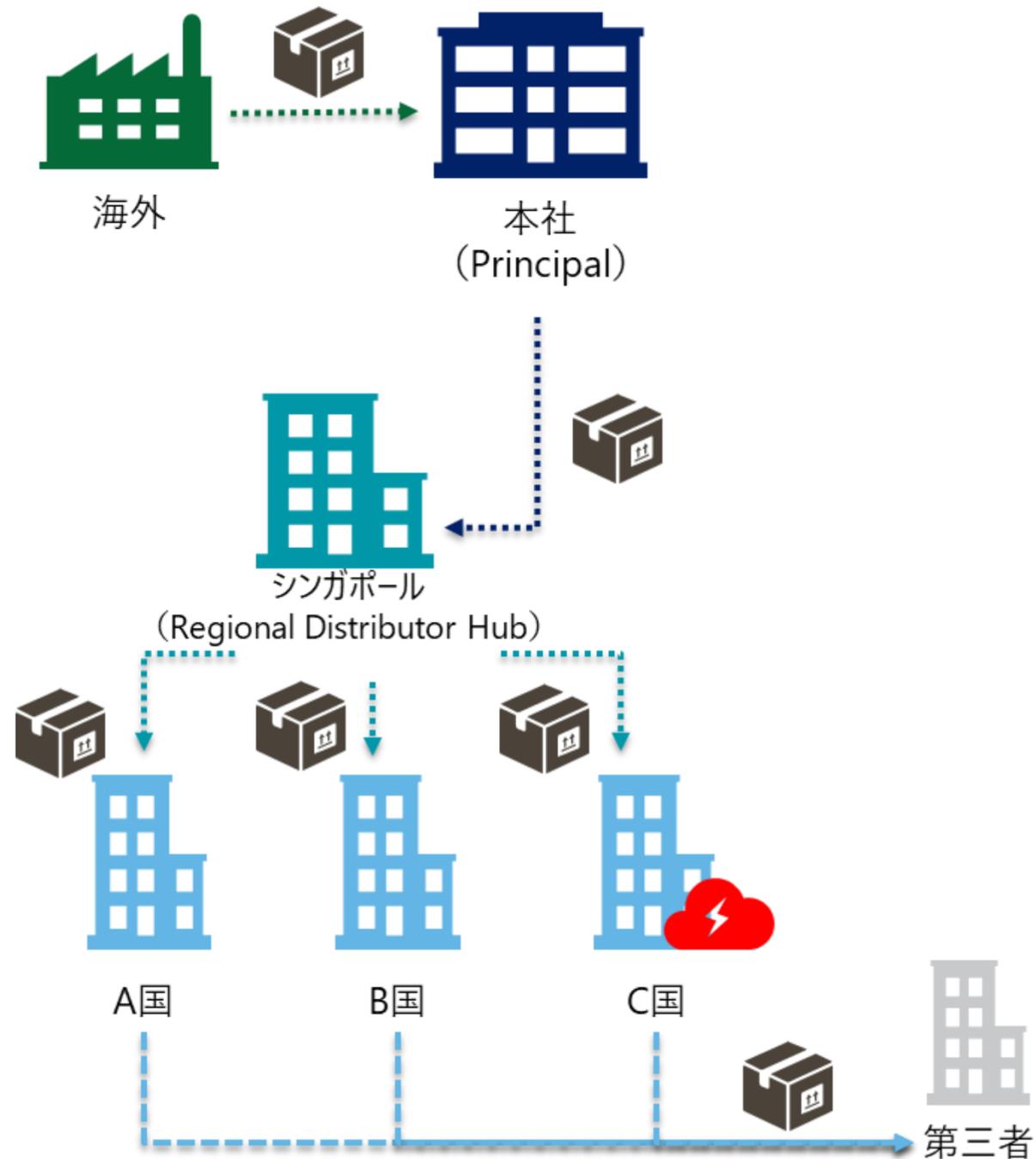
- RHQはたとえ海外事業の本社であっても、サービスプロバイダーとしてサービスの提供を開始したその日から子会社から対価を徴収すべきである。
- なお、配当は資本取引であって、対価の回収ではない。

### 対応策等

- グループの業績拡大を目的として、一定期間RHQから投資を行うという考え方への理解は薄い。
- IGSのポリシー等を精査し、潜在的なリスクを把握する必要がある。また、リスクを把握した場合には、将来対価を徴収することができるスキームを検討する等の対応策を検討する必要がある。

# 主要な論点・実務上の留意点- 移転価格税制

## シンガポールRHQが商流統括である場合の事例



### 取引の内容

- RHQは商流ハブの機能を有しており、本社や製造子会社から製品を仕入れ、域内の販売子会社等に販売している。
- RHQはその他の機能（域内マーケティング戦略の策定・実施や、各国子会社のマーケティング戦略の策定・実施、研究開発機能等）は有していない。

### IRASの指摘・確認事項

- RHQは商流のハブという機能だけでなく、域内や各国のマーケティング戦略の策定・実施する機能も有しており、現在のRHQの利益水準は低いのではないか？
- また、各国からのフィードバックをRHQにて集約し分析することで、製品開発等の研究開発の一翼を担っており、RHQは一部無形資産を有しているのではないか？それに見合った利益水準となっているのか？
- 日本本社や各国子会社に利益が移転されているのではないか？ → RHQの各国向けの切り出し損益や各国子会社の移転価格文書（Local File）について確認したい等の要望

### 対応策等

- RHQの機能（商流のハブに過ぎず、本社のコントロール下にある）等について明確にし、移転価格ポリシーや移転価格文書上のポジションを決めておく必要がある。
- 上記、ポジションをサポートする証憑類（日本本社とRHQの役割分担等）を準備しておく必要がある。
- また、各国向けの切り出し損益を作成・分析したり、各国子会社の移転価格文書（Local File）の分析を行うことで、事前に移転価格リスクを把握・検討しておくことが望ましい。

# 主要な論点・実務上の留意点- 法人税

## 未払費用、引当金等の損金性

### 損金算入が認められる費用

損金算入が認められる費用は、以下の要件が必要 (所得税法14条(1) “wholly and exclusively incurred in the production of income”)

- 収益獲得のための費用
- 将来生じるか不明な偶発債務に関する費用でない (支払う法的な責任が生じるものである必要がある)
- 資本的支出ではなく収益的支出である

### 否認事例

#### 未払費用、引当金

- 1年以上決済されない未払費用：  
上記要件2を充足しないものとして損金算入が認められなかった。
- 独自の引当率を使用して引当した引当金：  
個別資産、一定の商品群を正味現在価値まで価値を引き下げるものは損金算入が認められるものの、独自の引当率を使用して一律に計上した引当金は、上記要件2を充足しないものとして損金算入が認められなかった。

# 主要な論点・実務上の留意点- 法人税

## 優遇税制の適用

### 優遇税制の種類

- 特定の事業性所得に対して、優遇税率が認められるもの：  
Global Trader Programme (GTP)、Financial and Treasury Center (FTC)、Development & Expansion Incentive (DEI)、Maritime Sector Incentive (MSI) 等
- 特定の支出に対して追加的な控除（所得控除や税額控除）が与えられるもの：  
Investment Allowance (IA)、Double Tax Deduction for Internationalisation (DTD<sub>i</sub>)、Enterprise Innovation Scheme (EIS) 等

### 論点

- 事業別損益計算が適切に作成されているのか
  - 優遇税率非対象の事業の収益が含まれていないか
  - 優遇税率対象事業の費用を非対象事業に付け替えていないか
  - 間接費の配分は適切なのか？
- 支出した費用が優遇税制の対象となる費用なのか
  - 条文上の要件を充足しているのか
  - 証票等のサポート資料が十分か

# 主要な論点・実務上の留意点- 法人税

## 居住法人と非居住法人



居住法人

法人の全社的経営上の意思決定（マネージメント）がシンガポールでなされている会社



非居住法人

法人の全社的経営上の意思決定（マネージメント）がシンガポールでなされていない会社。“支店”はこちらに区分される（マネージメントは本店でなされるため）。

### 判断基準

明確な基準はないが、例えば、取締役会が定期的にシンガポールでなされているか。日常的な経営意思決定がシンガポール居住取締役によって行われているか。従業員がシンガポールにいるか。会計帳簿がシンガポールに具備されているか等、総合的に判断される。



非居住法人  
となると

- ① シンガポールが各国と締結している租税条約を適用することができない。
- ② 国外所得免税の取り扱いを受けることができない。
- ③ 外国税額控除の適用を受けることができない。

- 日本の取締役がGMを兼任しており、取締役会等が日本で行われている。シンガポールには権限が限定されているGMしかおらず、会社の意思決定が非居住取締役にて行われている等、経営上の意思決定がシンガポールでなされていないものとされた。
- 海外からの配当が免税とならずにシンガポールの法人税が課税された。シンガポールの居住者証明を得ることができず、租税条約による軽減税率を使用することができなかった。

# 主要な論点・実務上の留意点- GST

## 制度

- 免税取引 (Zero-rating of supplies)
  - 財貨の輸出：顧客からの書面指示（契約書・発注書等）で輸出先が決まっており、60日以内に輸出する場合には免税取引となる。
- 仕入税額控除 (Input tax credit)
  - 財貨・サービスを購入した場合には、仮払GST(Input GST)を認識し、売上の際に認識する仮受GST(Output GST)と相殺することができる。
  - シンガポールでは、Tax invoice制度が採用されており、適切なTax invoice等の証票が仕入税額控除に求められる。
  - 非課税取引に関連した仕入等にかかるInput GSTは仕入税額控除の対象外。課税取引と非課税取引の双方がある場合には、課税売上割合に応じて控除可能。

## 論点

- 輸出免税の要件を充足しているのか、輸出したことを証明する資料を具備しているのか？
  - 発注書、請求書、送り状、梱包リスト、保険書類、船積書、輸出許可証等
- 適切な証票があるのか？
  - 適切なTax invoice（タイトル、GST登録番号、通し番号、本体価額、GST額等の記載が必要）の入手
- 非課税取引に関連した、Input GSTはどのくらいなのか、課税売上割合の計算は正しく計算されているのか。

# 主要な論点・実務上の留意点- 個人所得税

## シンガポール赴任者の雇用者申告書 (Form IR8A) – 散見される誤り、留意点

### 海外払い給与の申告漏れ

- Split-pay arrangementとなっている従業員がいる場合に要注意
- ローカルチームでは国外外払い給与の情報がない



### シンガポール勤務開始前にかかる賞与の申告

- シンガポール勤務期間中に払われた賞与全額の申告



### 雇用者負担分の社会保険料の申告漏れ

- 雇用者負担分の社会保険料は原則課税
- 海外勤務中も社会保険への拠出義務がある場合には優遇税制\*の適用が可能となる場合あり

\*2024年1月1日より優遇税制措置は廃止

雇用者負担となる全ての社会保険料・年金・財形プラン等への拠出は従業員の課税所得として申告が必要



# 主要な論点・実務上の留意点- 個人所得税

## シンガポール赴任者の雇用者申告書 (Form IR8A) – 散見される誤り、留意点

### 現物給付・株式報酬の申告漏れ

- リロケーション会社を通して受け取った現物給付
- ファイナンス・人事を通して申請した現物給付
- ローカルチームには本社主導の株式報酬の情報がない



### 車両ベネフィット

- 会社が支払ったランニングコスト、メンテナンス費用も課税
- 例：道路税 (road tax)、ガソリン、駐車料金、通行料 (ERP)。自動車保険、修理およびメンテナンス、等



### 赴任開始日前・終了日後のシンガポールでの宿泊費用

- シンガポール赴任開始日前に提供された宿泊費用は申告不要
- 赴任終了日後の宿泊費用は原則課税



### 現物給付に対して支払われた Goods and Services Tax (GST) の申告漏れ

- GSTは会計システムで別に記録
- 雇用主が従業員に支給する現物給付に対して支払うGSTは課税対象



# ご参考



# ご参考：東南アジア地域における最近の動向 – 税制アップデートと執行状況

国名	最近の主な税制の改正	昨今の執行状況
<p>シンガポール</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Covid-19に係る移転価格ガイダンス（20年9月）</li> <li>• 統括業務に係るTPガイドライン（21年3月）</li> <li>• 移転価格ガイドライン（第6版）（21年8月）</li> <li>• GSTリバースチャージ規定（20年1月）</li> <li>• GST税率の引き上げ（23年1月から8%、24年1月から9%に引き上げ）</li> <li>• 海外資産の譲渡益課税（24年1月）</li> <li>• グローバルミニマム課税の導入（25年1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IRASからの質問状（“CITQ”）にて、IGSを中心とする国外関連取引に係る内容確認、対価設定の考え方、回収漏れの有無などに係る質問とともに、移転価格文書の提出要請が増加している</li> <li>• ガイドライン発効前から統括会社を中心に低収益だけでなく、高収益の事業体に対しても“TP Audit”が行われており、バリューチェーン全体の中でシンガポール法人が果たす機能リスクに着目した質問も多くみられる</li> <li>• また、GSTに関する税務調査も強化傾向。税務当局からAssisted Compliance Assurance Program (ACAP。GSTの内部統制強化) への参加を促すケースも生じている。</li> </ul>
<p>インドネシア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• APAの実施に係る財務省令（20年）</li> <li>• 相互協議のプロセスに係る通達（21年 プロセスの明瞭化）</li> <li>• 現物給付における個人所得税の取り扱いに関する追加法令（23年6月）</li> <li>• 移転価格税制の改正（23年12月）</li> <li>• 従業員給料に係る源泉税の簡便的計算方法が新たに導入（24年1月からの適用義務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法令によって還付申告の際税務調査求められていることから、引き続き税務調査件数は多め、かつ、厳しい。近年還付申告をしていない会社への通常調査も増えている。</li> <li>• また、正式な税務調査ではないものの、「SP2DK」という、税務署から納税者に対し自主的に修正申告を促す手続きが増えている。またそれが引き金となり税務調査に発展するケースも増えている。</li> <li>• 引き続き粗い課税処分がより一層散見され、移転価格調整に加え、さらに2次調整として（みなし配当に対する）源泉税が課せられる。</li> <li>• 移転価格に関しては、ロイヤルティやサービスフィーの否認、比較対象企業の入れ替えといった従来からの典型的なパターン</li> <li>• さらに移転価格算定方法を変更した上での課税処分も増えてきている（例えば、TNMMを主張する納税者に対して、当局がCP法やRP法を強引に採用する事例）</li> </ul>
<p>タイ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 移転価格税制導入（19年）</li> <li>• 移転価格文書義務化（19年1月以降）</li> <li>• 関連取引開示フォーム（申告書の添付）</li> <li>• ロールバック制度の導入（20年）</li> <li>• CbCR提出義務（21年1月1日開始事業年度以降）</li> <li>• タイ語による移転価格ローカルファイル提出が義務化（同上）</li> <li>• APAガイドライン改定（23年 APA申請提出資料の増加）</li> <li>• Pillar 2 – 2025年から導入決定（23年）</li> <li>• 上記に関連し、BOI恩典について、期間2倍に延長し、税率を10%とするプログラムを追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コロナ禍期間を対象とする税務調査が活発化。特に法人税においては、コロナ禍期間の対応費用等の損金否認等の傾向が見受けられる。一方、移転価格に関しては、コロナ禍期間の業績悪化が1事業年度でなく複数年度に及ぶ場合は、税務調査が入り修正申告に至ることが多い</li> <li>• また、VATにおいては、通常納税ポジションの法人が還付申告を機に税務調査を受ける。モノの取引だけでなくサービスの輸出入も論点となっている。</li> <li>• 関税についても、コロナ禍終息後にコロナ禍期間を対象とする税務調査が活発化している。HSコードの適用誤り及びFTA(Free trade agreement)の要件を満たさない特恵関税率の否認等の事案が散見される。</li> <li>• 昨年頃から、駐在員に係るPE論点について当局からの指摘が増加している。</li> </ul>

# ご参考：東南アジア地域における最近の動向 – 税制アップデートと執行状況

国名	最近の主な税制の改正	昨今の執行状況
<p>ベトナム</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払利息の損金算入限度額の変更（20年）</li> <li>独立企業間レンジ下限値等改正（20年 四分位から35パーセントに改正）</li> <li>2024年税務調査の計画に関する方向性(オフィシャルレター-2354号) VAT還付・税務リスクの高い企業並びに移転価格リスクの高い企業の要件が記載された（次ページご参照）。</li> <li>Pillar 2 – 2024年1月1日より導入（決議107号/2023/QH15号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務調査（VAT還付）における不正にて税務当局局員の逮捕される事例に加え、ベトナム税務当局内の人事異動が多く、轄税務当局の体制が不安定。そのため税務調査件数が伸び悩んでいる。一方、件数当たりの更正税額が増加しており税収自体は予算並み。</li> <li>移転価格税務調査は最重点項目の1つになっており、営業利益率が35パーセントを下回る場合、中央値と会社の営業利益率の乖離部分に対する更正を行う。また、関連者間の無形資産取引および役務提供取引の妥当性に関する調査も厳しくなっている。</li> <li>従来の移転価格に関する追徴課税だけでなく、税法以外の法律遵守違反に関連した厳格な更正（法令違反に関連する費用の損金不算入等）が行われるケースが増えており、金額もかなり高額となっている傾向にある。</li> <li>上記税務調査の不正による逮捕事例もあり、地域差はあるものの、VAT還付が中々進まず年単位で還付が遅れている事例も多くある</li> </ul>
<p>マレーシア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転価格文書提出期限の短縮（21年1月）</li> <li>Surcharge（5%）の導入</li> <li>国外源泉所得免税規定の改正（22年）国内受領の国外源泉所得に対する課税がスタート</li> <li>法人税申告書において移転価格関連情報の開示の強化（2022賦課年度よりcharacterizationを含めた移転価格に関する詳細な情報開示が必要に）</li> <li>独立企業間レンジの導入（賦課年度23年 四分位から37.5 – 62.5%のレンジに収まっているか否かにより判定、レンジを外れた場合上限と下限の比較対象会社の利益率の平均値を基礎に更正）</li> <li>移転価格文書に文書完成日を要記載（賦課年度23年）</li> <li>キャピタルゲイン課税導入（非上場株式売却益、24年3月より）</li> <li>電子インボイス制度導入（24年8月より（賦課年度 YA 2022年（同年中に終了する年度）売上が100mil RM以上の法人、最終的には2025年7月から導入）</li> <li>サービス税率改正（24年3月より8%（現行6%））</li> <li>グローバルミニマム課税導入（2025年より）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COVID-19による税収への影響を受けて、予算を達成するために積極的な調査・課税が行われていることが窺える</li> <li>ロックダウンによりオンライン調査となっていたが、コロナ終了に伴い現在は地方も含めて基本的に訪問調査に戻っている。</li> <li>税関が間接税の調査に積極的な傾向がみられる。</li> <li>法人税や移転価格、間接税等のほぼすべての税について自主開示制度（Special Voluntary Disclosure Programme, SVDP）が導入。罰金免除を謳って納税者側による過年度修正申告を促している（24年5月31日まで）</li> <li>24年5月31日以降は通常の自主開示制度に戻る。Special Disclosureはサーチャージなしとなるが、通常のものにはサーチャージ5%から交渉により低減されるものの、サーチャージなしにはならない。</li> </ul>

# ご参考：東南アジア地域における最近の動向 – 税制アップデートと執行状況

国名	最近の主な税制の改正	昨今の執行状況
<p>フィリピン</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転価格調査ガイドラインの発表（19年）</li> <li>関連当事者取引フォームに関する規定（20年, 21年）</li> <li>法人税率・最低法人所得税の引き下げ（20年から税引前利益の25%、最低法人所得税は売上総利益の1%）</li> <li>OECD/G20のBEPS包摂的枠組への加盟が23年11月に決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年頃からの傾向ではあるが、Covid19を背景として、税務調査開始を通知するレターが、多くの企業に対して発行されている</li> <li>全体としてアグレッシブかつ理不尽な調査が行われる傾向にあり、調査が開始されると、必ずしも十分な事実認定、合理的な議論などがなされないケースもある</li> <li>CREATE法にて一度は強化されたVAT課税（輸出特区における免税要件の改正）だが、日本政府などの働きかけの影響もあり、フィリピン政府内で見直しの動きがある。</li> <li>租税条約の適用、配当のように毎年あるようなものは手続きが簡素になった。実務的にも適用可能になった。</li> </ul>
<p>インド</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料および技術上の役務に対する料金の源泉税率の改正（23年 10%から20%に引き上げ）</li> <li>租税条約の恩典を利用するための申請書（Form 10F）の強制電子化（23年）</li> <li>Angel taxの改正（23年 公正価値以上の価格で新株発行を行った場合に超過額に対して課税されるAngel taxに課税対象が非居住者まで拡大）</li> <li>移転価格文書の提出期限の短縮（23年 従前当局からの通知から30日以内であったものが、10日以内に改正（ただし、納税者が延長手続きすることによって30日に延長される可能性あり））</li> <li>判例にて、子会社からの保証料の課税関係が明確化。「その他源泉所得」として課税（23年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AMP(Advertisement, Marketing, Promotion) 費用の調整に関する指摘：インド子会社の利益率に関して、AMPに係る調整（インド子会社のAMPの水準が比較対象会社のAMPの水準から超過する分に関して利益率を上乗せ）を行う形での更正処分を受けているケースが多い。</li> <li>コロナに対する配慮：APAの条件に一般的にマーケット状況の大きな変動がないこと等の要件が付してあるが、当該規定の適用については柔軟な対応をとっている。また、PE帰属利益の算定についても一定の配慮がなされている。APA当局の増員：これまでインドではAPAの審査に多くの時間を要する傾向があったが、人員が増員（4チームから5チームに増員）。これによって、APA審査の迅速化が期待される。</li> <li>出向者契約にかかるサービス税：最高裁判所はインド企業への出向者の給与を出向元が負担している場合の当該支払いを役務提供の対価としてみなしリバーチャージによるサービス税を課す旨の判決を下した。本判決後、当該サービス税の税務調査が頻発している。その後、中央当局が地方当局のアグレッシブな執行を見直し、個別の事実関係を慎重に検討する必要があるとの通達。</li> </ul>

# Deloitte Japanese Services Group (JSG) の紹介



# 日系企業サービスグループ (Japanese Services Group : JSG)

海外でのビジネスを日本・海外子会社拠点双方からサポートいたします

日系企業サービスグループ (Japanese Services Group : JSG) は海外に進出する日系企業特有のニーズに応えるための専門組織として1975年に発足し、以来、複雑化・高度化する日系企業の経営課題に対応するため、クライアントの皆様を多面的かつ包括的にサポートすることに努めてまいりました。

海外での事業展開では、日本と海外双方において経営に影響を与える環境の変化や各種リスクを様々な観点から検討する必要があり、意思決定をする日本本社においても海外財務、税務、労務、法務、**現地の制度や慣習等に関する十分な知識を持つことが必要**です。また、日本本社と海外子会社の円滑なコミュニケーションはビジネスのグローバル化や持続的な成長に不可欠です。

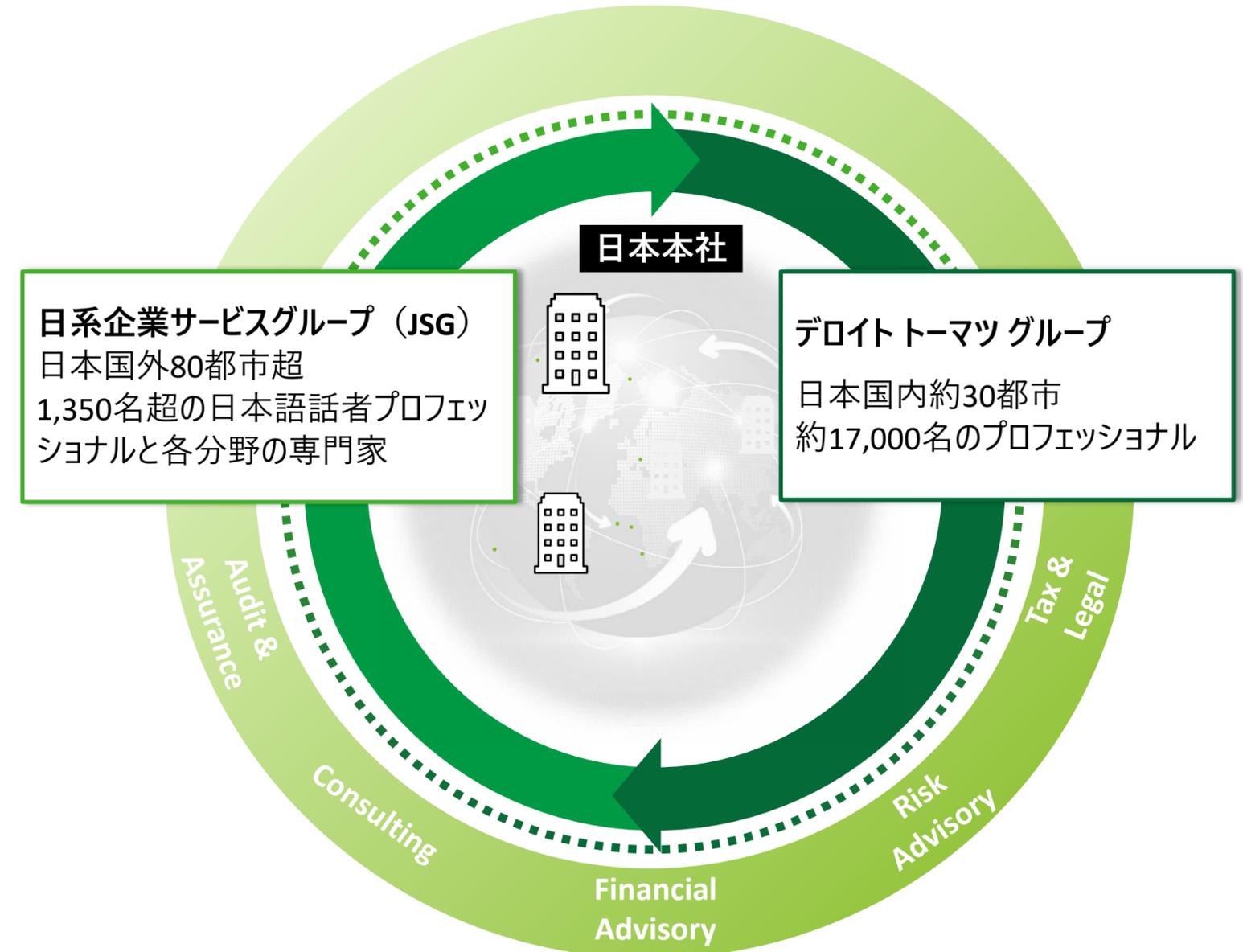
JSGはデロイトのネットワーク、専門知識、業界知見、日本語バイリンガルプロフェッショナルといったリソースを最適に組み合わせることにより、**日本及び世界各国における日系企業の皆様のビジネス展開をご支援**させていただきます。

- デロイト トーマツ グループは日系企業サービスグループ (JSG) の中核を担っています。
- JSGは日本からの駐在員を含めた1,350名超の日本語話者・バイリンガルのプロフェッショナルに加え、日本の商慣習や文化に精通した各分野の専門家で構成される日系企業に最高レベルのサービスを提供するグローバル組織です。

## デロイト

約150カ国・地域に415,000名超のプロフェッショナル

175年以上の歴史を持ち、Fortune Global 500® の約 90%にサービスを提供



# Deloitte SEAとは

Deloitte SEAは国境を越えて、専門知識・人的リソース・情報・方法論を結集することで、SEA内のクライアントニーズに効率的・効果的に対応するとともに、最高品質のサービス、クライアントの期待を越えるサービスを提供します。



## 01 SEA全10カ国 に拠点有り

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1. シンガポール | 6. フィリピン |
| 2. タイ     | 7. ミャンマー |
| 3. インドネシア | 8. カンボジア |
| 4. マレーシア  | 9. ラオス   |
| 5. ベトナム   | 10. ブルネイ |

## 02 12,906 Local professionals

## 03 173 JSG members

1. シンガポール	: 86名	6. フィリピン	: 1名
2. タイ	: 43名	7. ミャンマー	: --
3. インドネシア	: 11名	8. カンボジア	: --
4. マレーシア	: 17名	9. ラオス	: --
5. ベトナム	: 15名	10.ブルネイ	: --

注：数値は2023年4月末時点

# デロイトシンガポール – JSGメンバー

日本人専門家が所属し日系企業様に対してサービスを提供しています。

## JSG Coordinate + Audit & Assurance



野田 (SEA統括) 樋野 (SG統括) 戸塚 森口 古谷 小西 家田 森

## Financial Advisory



大倉 西谷 浅間 曾 安田 松村 谷口 酒井

## Consulting



新井 塩谷 高橋 村上  
山宮 柳田 松岡 細川  
紀本 府中 大平

## Tax & Legal



五十嵐 高橋 矢部  
杉山 王 竹之内  
長束

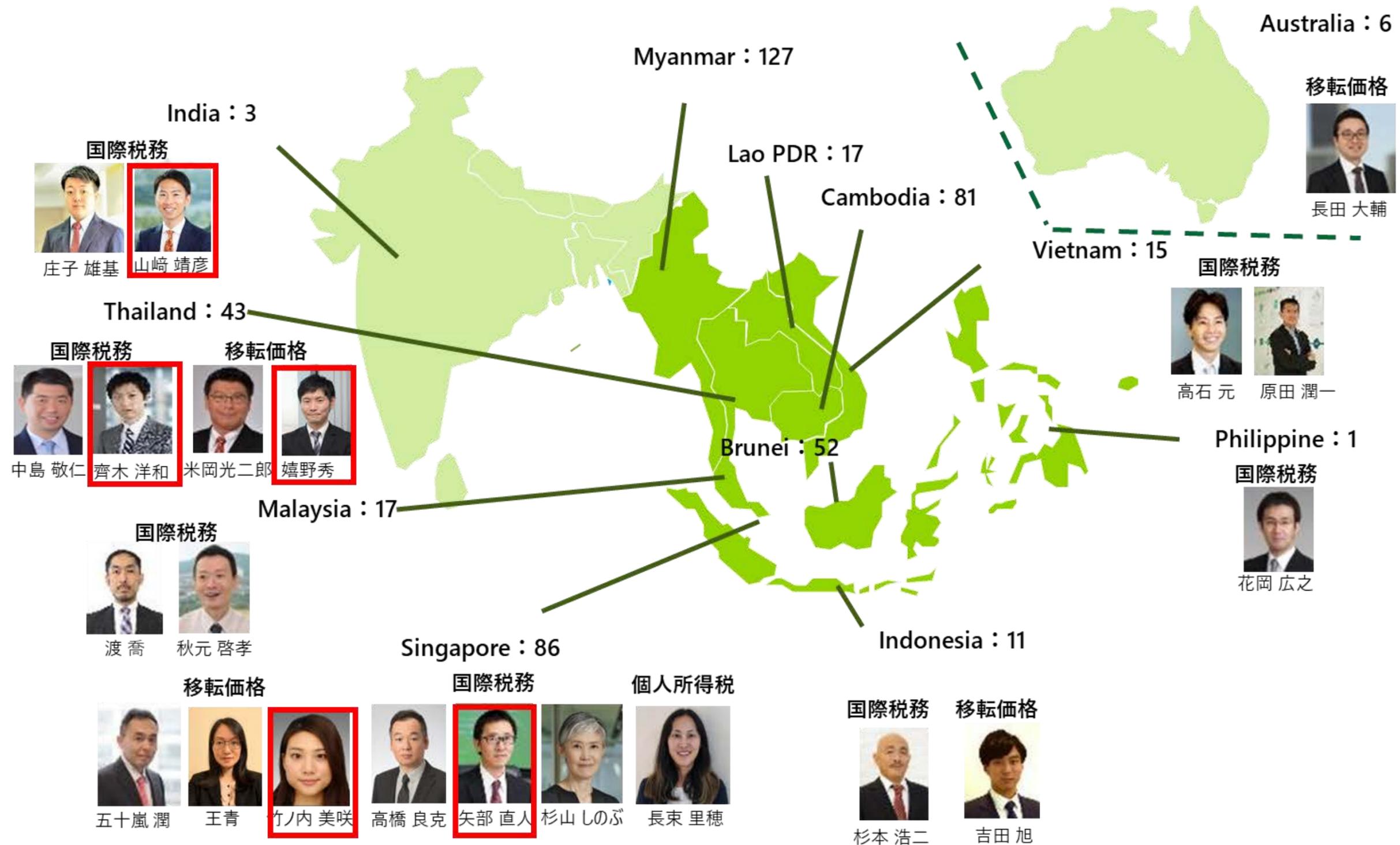
## Risk Advisory



森本 太田 黒田 Mei Sze 渡辺 久本  
川門 Xiumin Miao 藤原 内池 Mirnawaty Tjong 服部  
佐藤 韓 小澤

	所属部署	氏名	Name	役職	電話番号	メールアドレス
代表者連絡先	Audit & Assurance	野田 智也	Tomoya Noda	Principal (JSG SEA Region Lead)	+65 6800 2766	tomnoda@deloitte.com
		樋野 智也	Tomoya Hino	Principal (JSG Singapore Country Lead)	+65 6800 1980	tomhino@deloitte.com
	Consulting	新井 玄	Gen Arai	Executive Director	+65 6800 1073	gearai@deloitte.com
		村上 泰之	Yasuyuki Murakami	Executive Director	+65 6932 6535	yasumurakami@deloitte.com
	Financial Advisory	大倉 淳二	Junji Okura	Partner	+65 6800 3776	juokura@deloitte.com
	Risk Advisory	森本 正一	Shoichi Morimoto	Executive Director	+65 6800 2399	shoimorimoto@deloitte.com
Tax & Legal	五十嵐 潤	Jun Igarashi	Partner	+65 6800 2989	juigarashi@deloitte.com	

# Deloitte SEA 及びインド・オーストラリアのJSG Taxネットワーク





Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### **About Deloitte Singapore**

In Singapore, tax and immigration services are provided by Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd. and other services (where applicable) may be carried out by its affiliates. Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd. (Unique entity number: 202008330C) is a company registered with the Accounting and Corporate Regulatory Authority of Singapore

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.